

## ⑮ 診療所エックス線装置設置届

概要説明	医療法第 15 条第 3 項、医療法施行規則第 24 条の 2 に基づき、診療所にエックス線装置を設置する場合の届出書です。
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 エックス線装置設置届（様式第 15 号）</li> <li>2 エックス線診療室の周辺図（隣室名及び上階又は下階の室名並びに周囲の状況を明記し、管理区域を設けた場合は、その区域及び標識の位置を朱線で記入したもの）</li> <li>3 エックス線診療室の見取り図（平面図、側面図）</li> <li>4 敷地の境界までの 1 センチメートル線量当量の測定結果を記載した書類（測定年月日、測定器の名称、測定者、測定資料、ファントム、放射線漏洩の有無）</li> <li>5 エックス線装置のカタログ</li> </ol> <p>それぞれ 1 部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）</p>
受付期間	設置日～設置後 10 日以内
受付窓口	<p>〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376</p>
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出者は管理者個人です。</li> <li>・ エックス線装置の入れ替え時は、⑭診療所エックス線装置等廃止届及び新規の⑮診療所エックス線装置設置届が必要です。</li> <li>・ 有床診療所においては、使用前に⑩診療所構造設備検査申請を行い、使用許可を受ける必要があります。</li> </ul>